○長崎大学病院研修生受入規程

平成16年4月1日

規程第111号

改正 平成17年9月20日規程第44号

平成21年4月1日規程第26号

平成23年7月1日規程第37号

平成29年3月30日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学病院(以下「本院」という。)における研修生の受入れに関 し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研修生」とは、次の表に掲げる職種の免許を有し、本院において研修することを許可された者をいう。

職種

薬剤師,保健師,助産師,看護師,診療放射線技師,診療エックス線技師,臨床検査技師, 衛生検査技師,理学療法士,作業療法士,視能訓練士,栄養士,歯科技工士,歯科衛生士, あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師,柔道整復師,臨床工学技士,救急救命士, 義肢装具士,言語聴覚士

(申請)

第3条 研修を希望する者は、研修申請書(様式第1号)により、病院長に願い出なければ ならない。

(許可)

- 第4条 病院長は,前条に規定する願い出があったときは,本院の業務に支障がないと認められる場合に限り,受入れを許可することができる。
- 2 病院長は、前項により受入れを許可したときは、研修生に研修許可書(様式第2号)を 交付するものとする。

(受入期間)

第5条 研修生の受入期間は、6月以内とし、受入れを許可する日の属する年度を超えない ものとする。

(研修料)

- 第6条 研修生は,第4条第2項の規定により研修許可書の交付を受けたときは,別表に掲げる研修料に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる税率を乗じて得た額を研修を開始する月から修了する月までの月数に応じ直ちに納付しなければならない。
- 2 前項に規定する研修料に関わらず,研修生から別表に掲げる研修料より高額の申し出があったときは、当該金額を研修料とする。
- 3 既納の研修料は、返還しない。

(研修生の遵守義務)

第7条 研修生は,長崎大学の諸規則を守り,病院長の指示に基づいて研修しなければならない。

(許可の取消等)

第8条 病院長は、研修生が前条の規定に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為があった場合は、当該研修生の研修を停止させ、又は許可を取り消すことができる。

(事務)

第9条 研修生の受入れに関する事務は、病院事務部人事企画課において処理する。 (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月20日規程第44号)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際,現に研修申請書を受理している者に係る研修料については,なお 従前の例による。

附 則(平成21年4月1日規程第26号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日規程第37号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第20号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

研修生受入職種	1月当たりの研修料
薬剤師	23,000円
保健師	7,000円
助産師	
看護師	
臨床検査技師	
衛生検査技師	
救急救命士	
診療放射線技師	6,000円
診療エックス線技師	
理学療法士	
作業療法士	
視能訓練士	
栄養士	
歯科技工士	
歯科衛生士	
あん摩マッサージ指圧師	
はり師	
きゅう師	
柔道整復師	
臨床工学技士	
義肢装具士	
言語聴覚士	

様式第1号

研修申請書

平成 年 月 日

印

(A)

長崎大学病院長 殿

事業所名 代表者名 研修希望者名 住 所 免許の種類 免許の番号

このたび貴院 科(部)において平成 年 月 日から平成 年 月 日 まで研修させていただきたく申請いたしますので御許可くださるようお願いいたします。 なお、許可のうえは、下記の事項を遵守いたします。

56

- 1 研修に際しては、貴学の諸規則を遵守するとともに貴院の責任者の指示に従いま す。
- 2 故意若しくは過失により貴院に損害を及ぼした場合又は本人が被災した場合は、一切の責任を負います。

様式第2号

 長大病人第
 号

 平成
 年
 月
 日

殿

長崎大学病院長

印

研修許可書

平成 年 月 日付けで申請のあったことについては、研修生として別紙研修計画書のとおり受入れを許可します。

ついては、研修料 円を本学の指定する口座に振り込んでください。

様式第1号

様式第2号